

畑かん営農ポテンシャル向上事業散水省力化技術構築業務委託仕様書

1 委託業務名

畑かん営農ポテンシャル向上事業散水省力化技術構築

2 事業目的

畑地かんがいを利用した営農を実施するにあたり、散水器具の設置、回収の手間や栽培期間中の散水の手間を軽減するための省力化技術の構築を目指す。

3 委託業務の内容

公募により選定した事業者（以下「選定事業者」という。）は、以下の業務を行うものとする。

(1) 畑かん散水作業の省力化技術の実証

- ・現地圃場における畑かん散水器具の設置・撤去作業の省力化、もしくは作物栽培期間中の散水作業の省力化に関する実証。なお、技術の提案にあたっては、既製品や既存技術の応用や改良を基本とすること。
- ・省力化技術の実証圃場の選定は、可能な限り企業側で選定すること。実証圃場は県内を基本とし、選定が難しい場合は宮崎県と十分に協議すること。
- ・なお、省力化技術の実証には以下の調査、検討内容を含むこと。
 - ア 提案技術を行った場合と行わない場合の散水作業（散水器具の設置・回収作業や栽培期間中の給水栓開閉作業等）にかかる時間の比較
 - イ 提案技術を行った場合の散水状況の調査や作物生育状況の調査
 - ウ 提案技術の導入にかかる費用（農家が自己負担で導入する際の経費）
 - エ 既製品の改良にかかる費用（改良が必要な場合のみ）
 - オ 提案技術を活用する際にかかる年間維持費（通信費等）
 - カ 提案技術を活用する推奨品目

(2) 実施報告書の提出

- ・上記改善提案書を含む業務の内容及び成果等についてまとめた実施報告書を電子データで提出すること。

(3) その他業務実施に当たって必要な事項

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

5 その他

- (1) 選定事業者は、業務を行うに当たり宮崎県や実証ほ場農家と十分に調整を行うこと。また、宮崎県と常に綿密な連絡を取り、適切な業務遂行を図ること。
- (2) 本事業による実績報告書等の成果物は原則として宮崎県に帰属するが、実証で得られたデータの帰属については、宮崎県と選定事業者の共用とし、詳細は別途協議する。